

宮崎道三郎博士の独逸法律史講義について

吉 原 達 也

はじめに

- 一 帝国大学草創期における「独逸法律史」講義
 - 二 春木一郎博士による宮崎博士講述「独逸法律史」筆記録
 - 三 宮崎博士の「独逸法律史」と「比較法制史」との関係
- 小 結

別表 「宮崎道三郎博士講述独逸法律史」及び「比較法制史」第二部「独逸法制史」対照表
附…宮崎道三郎講述「独逸法律史」緒論―春木一郎博士筆記録による―

はじめに

宮崎道三郎博士は、^①「日本法制史研究の最初の専門家であると同時に、西洋に於ける近代的法制史研究法を輸入して、之を日本法制史研究に適用、実践した点に於ても最初の人である」^②とされるが、明治二〇年代帝国大学法科大学において日本法制史を講ずるとともに、羅馬法及び比較法制史というかたちで西洋法制に関する講義も並行して行っていた時期があつた。先に宮崎博士による講述『比較法制史』^③を手がかりに、博士の比較法制史方法論を中心に若干の考察を試みた。^④次いで、宮崎博士がドイツ留学からの帰国した一八八八（明治二一）年以来数年間にわたって行つたと考えられる「羅馬法」講義について、主に春木一郎博士（一八七〇—一九四四）^⑤による講述筆記録を通じてその一端を明らかにするとともに、「比較法制史」講義の關係について考察を試みたところである。その後、同じく春木博士による宮崎博士講述「独逸法律史」筆記録を参看する機会をえたので、本稿では、同筆記録を手掛かりに、宮崎博士による明治二十年代に実施された「独逸法律史」講義の構想とその後の「比較法制史」講義がいかなる關係にあるのかについて、若干の検討を試みることにしたい。

一 帝国大学草創期における「独逸法律史」講義

帝国大学草創期における「羅馬法」講義の変遷についてはこれまでも検討したことがある。^⑧宮崎道三郎博士が「法制沿革」「羅馬法」と並行して、一八九一（明治二四）年九月より一八九三（明治二六）年夏までの二年間法科大学

において「独逸法律史」の講義を担当されたことは、岩野英夫教授のご研究によってつとに明らかにされているところである。⁽⁹⁾

宮崎博士が、四年間に及ぶドイツ留学⁽¹⁰⁾から帰国したのは、一八八八（明治二二）年一〇月一九日のこと、同月二九日付で帝国大学教授に任用され、法科大学勤務となっている。⁽¹¹⁾ 前稿においてすでに記したところであるが、宮崎博士がこの年「古代羅馬法」という科目を担当していたことは「法科大学教員受持学科表」（明治二十一年九月—明治二十二年七月）⁽¹²⁾ によつて確認できる。翌年の一八八九（明治二二）年から一八九一（明治二四）年にかけての二年間は「法制沿革及び羅馬法」⁽¹³⁾ を担当された。一八九一（明治二四）年、⁽¹⁴⁾ 一八九二（明治二五）年は「法制沿革、羅馬法並びに独逸法律史」の講義を担当した。⁽¹⁵⁾ その後、一八九三（明治二六）年の講座制への移行に伴い、九月九日付で、羅馬法講座担任、法制史比較法制史講座兼任となり、⁽¹⁶⁾ 翌一八九四（明治二七）年九月、戸水寛人博士教授任用・羅馬法講座担任に伴い、九月八日付で法制史比較法制史講座担任となるのである。⁽¹⁷⁾ 一八九三（明治二六）年に講座制がスタートする以前に「独逸法律史」の講義が実施されることになった背景には以下のような経緯が確認される。

一八八六（明治一九）年に始まる帝国大学法科大学では「法律学第一科」「法律学第二科」「政治学科」からなる学科体制が採用されたが、これは「当時我が国の法典は猶編纂中に属したれば、法学教育は勢ひ外国法に依らざるを得ず。此に於て仏語を主としたる法律学科と英語を主としたる法律学科を設け、前者を第一科と為し、後者を第二科と為した」⁽¹⁸⁾ という事情に基くものであつた。このような法律学科二科体制は翌一八八七（明治二〇）年九月には、「独逸法」が加えられたことにより、「英吉利部」「仏蘭西部」及び「独逸部」の三部体制に移行する。さらに翌年の一八八八（明治二二）年には、「第一部」「第二部」「第三部」と改称され、それぞれ「英吉利法」「仏蘭西法」「独逸法」

を主とするものとなった。さらに一八九〇（明治二三）年には、法学教育の重点が従前の外国法教育から「本邦法典」へ移され、外国法は「参考科」とされるようになった。『帝国大学五十年史』は「本邦法典を主とし外国法は之を参考科と為し、参考科を第一部第二部第三部と為せり」と記している。⁽¹⁹⁾それは前年の大日本帝国憲法の発布以後、民法典などが逐次発布されてきたという事情に対応するものであったとされている。法律学科として「毎年本邦法典其の他を授け、猶別に参考科として外国法を参考科として授くることとした」⁽²⁰⁾とされる。さらに翌一八九一（明治二四）年には、従前修業年限三ヶ年制を改め、四ヶ年制が採用され、これに伴う学科目の改正により「独逸法律史」（毎週二時間）がはじめて登場することになり、先に記したように、この年から宮崎博士が「法制沿革」「羅馬法」と並んで「独逸法律史」を担当されることになった。以上のような経緯を踏まえた上で、以下では宮崎博士の「独逸法律史」という講義がいかなる内容のものであったかについての考察に移ることとしたい。

二 春木一郎博士による宮崎博士講述「独逸法律史」筆記録

現在京都大学法学部図書室には、春木一郎博士旧所蔵本をはじめ関係の資料が残されている。⁽²²⁾宮崎博士の「独逸法律史」講義に関する記録については、同図書室に収蔵されている春木博士による宮崎博士講述「独逸法律史」筆記録が知られている。同図書室の書誌には「獨逸法律史／宮崎『道三郎』講義」「春木一郎筆記」、書き題簽の書名として、別タイトル「宮崎先生帝大講義／獨逸法律史」とされ、「和装」、「巻尾に「明治廿七年二月十五日木曜日午前十時了」との墨書あり」とされている。但し書き題簽に「宮崎先生帝大講義 獨逸法制史^{マヤ}」とあり、「獨逸法制史」が

表題には使われているが、本稿では以下筆記録本文冒頭にも記されている「独逸法律史」として統一しておきたい。この春木博士の手になる宮崎博士講述「独逸法律史」が記された時期は書誌にも記されている末尾の「明治廿七年二月十五日木曜日午前十時了」という記録が唯一の手掛かりでしかない。なぜ「明治廿七年二月」なのか、まずこの問題から考えていくことにしたい。本筆記録が記された時期について少なくとも二つの可能性が考えられる。

一つは「明治廿七年二月」時点で春木博士によって何らかの記録から清書されたという可能性である。春木博士が法科大学に入学されたのは一八九一（明治二四）年であり、宮崎博士の「羅馬法」を聴講したのは、同年九月から翌一八九二（明治二五）年の夏までのことであつた。²³ 他方、先の岩野教授の検討で、宮崎博士は一八九一（明治二四）年九月からの一年間及び一八九二（明治二五）年九月からの一年間の二年間「独逸法律史」を担当されたことになっている。²⁴ 宮崎博士がこの二年間のみ「独逸法律史」を担当されたとすると、春木博士はこの兩年のうちのいずれかの年に「独逸法律史」を聴講して、その後「明治廿七年二月十五日」の時点であらためて筆記録を清書したということになる。春木博士はこの年の七月に帝国大学法科大学卒業することになるが、この時期に宮崎博士の「独逸法律史」の筆記録をあらためて清書した経緯はいかなるものであつたかも疑問として残るところである。春木博士の「羅馬法」筆記録は、横野のノートにペン書きであり、また数カ所欄外に講義の日付と思われる数字が記されていることなどからも、聴講時の記録であることがうかがえる。これに対して「独逸法律史」筆記録は、縦野の和紙に恐らく墨書された形式となっており、「羅馬法筆記録」とは体裁が異なる。春木博士の字体は必ずしも読みやすいものではない。その点で同じ春木博士の手になるものであれば、「独逸法律史」筆記録の方が比較的判読しやすいことも清書された可能性を補強する一つの証左となるかもしれない。

いま一つは、宮崎博士が、「羅馬法講座」担任「法制史比較法制史講座」兼担した一八九三（明治二六）年の年にも「独逸法律史」の講義が継続して行われていて、春木博士の筆記録はこの年の宮崎博士による「独逸法律史」の講述記録であるという可能性である。「明治廿七年二月十五日」という日付が年次の途中である点が疑問となるが、この年次に何らかの形で「独逸法律史」の講義がなされていたという可能性が考えられる。ここでは春木博士の筆記録の成立時期について少なくとも以上の二つの可能性があることを指摘するだけにとどめるが、後者の問題は、宮崎博士が一八九三（明治二六）年から九四（明治二七年）かけて担当した科目は何であったかを考える上で一つの手掛かりを与えてくれるように思われる。この点に関して、春木博士を初めとする一八九一（明治二四）年九月の入学生はどのようにして法科大学を卒業したかということについてもさらに確認を必要とする。

先に記したように、一八九〇（明治二三）年に従前の法律学科三部制から法律学科と参考科からなる体制に移行し、⁽²⁵⁾さらに翌一八九〇（明治二四）年には「本邦法典を授くるに、三ヶ年にては時日不足なるを慮ひたる」⁽²⁶⁾として修業年限が四ヶ年に延長され、その際の学科目の改正によって「独逸法律史」も講じられることとなり、宮崎博士がこれを担当した。この際の改正について「第一年の課程中……参考科第二部仏蘭西民法を仏法（汎論）（毎週四時）と改め、同第三部独逸法律史（毎週二時）とし……」⁽²⁷⁾とあることからすると、「独逸法律史」は第一年に配せられていたことになる。このことは先の筆記録清書説を裏付ける証左となるかもしれない。もう一点、一八九一（明治二四）年の改正については、修業年限四年の制度が実際にどのように行われたのかという点でも疑問が残る。具体的にはこの年に入学した春木博士が四年後ではなく、三年後の一八九四（明治二七）年七月に卒業しているのはなぜかという疑問である。この問題に対する一つの答えは、一八九三（明治二六年）九月に実施された学科編成の改正に伴い、学年制が

廃止され、課目制が採用されたこと⁽²⁸⁾にあるのではないかと考えられる。学年制が廃された結果、学生を分けて「第一回受験生」、「第二回受験生」、「第三回受験生」とされ、「第一回受験生」はその年に新たに入学した者その他の者であつて、「所定の第一回試問を受けんとする者」とされ、以下、第一回、第二回の試問にそれぞれ合格した上で、順次第二回、第三回の試問を受けることができ、それぞれ合格後に一年以上の在学を必要とされた。「故に最も短き場合は三学年の在学により卒業し得べきなり」⁽²⁹⁾とあるように、結果として、修業年次を三ヶ年とすることが在学中の学生にも認められたのではないかと考えられる。この改正は同年の講座制への移行とも密接に関わっているはずである。講座制への移行に伴う学科目の大幅な改変と学年進行の問題を一気にかつ柔軟に解決する方法としてはこのような形をとらざるをえなかったのではないかと考えられる。

ここで春木博士の宮崎博士「独逸法律史」筆記録はどの年次のものであるかという問題にもう一度戻ることとする。この問題は、宮崎博士が一八九三（明治二六）年から翌年にかけてどのような講義を行ったかとも関わってくる。かつて瀧川政次郎博士が、『日本法制史研究』「明治以後における法制史学の発達」と題する論稿⁽³⁰⁾において宮崎博士の「羅馬法」講義を「明治二十八年から三十一年まで」担当されたと記述されたが、この点は、岩野教授の綿密な検討によつてその誤りが訂正されているところである。⁽³¹⁾宮崎博士が一八九三（明治二六）年に「羅馬法講座」担任として、「羅馬法」を講じたことは確かである。⁽³²⁾この点で、藤野奈津子教授が法制史学会報告の中で同年宮崎博士の「羅馬法」講義を聴講した松木幹一郎氏（一八七二—一九三九）のノートのあらましを初めて紹介されたことは貴重である。⁽³³⁾これによれば、全体は「外篇」と「内篇」に分かれ、前者は、講義の目的、参考書の紹介など序論的講義であり、後者は「通則」「物権法」「債権法」「家族法」「相続法」の五編構成で、ローマ私法の全体が講じられたようであ

る。春木博士による一八九一（明治二四）年の「羅馬法」筆記録³⁴では、前半は「羅馬法沿革論」としてローマ法史の詳細が語られ、後半ではローマ私法の全体が「総則」「財産法」「家族法」「相続法」として講じられている。「松本ノート」との違いは、「羅馬法沿革論」に比重の半分が置かれており、講義時間数から考えると「羅馬私法」の部分において濃度差があったと考えられる。

同年宮崎博士が兼担した「法制史比較法制史講座」に関して、「法制史」の講義は三上参次博士によつて、その後一八九五（明治二八）年までの二年間担当されたとされる。このことは、三上博士自身の言葉として語られている³⁵ことでもあり、たしかに信憑性があると考えられる。しかし一八九四（明治二七）年に宮崎博士が「法制史比較法制史講座」担任となり、「羅馬法講座」を帰国した戸水寛人博士が担任したとすると、「法制史」講義の点で宮崎博士と三上博士との関係がどのように考えられるべきかの判断を留保せざるをえない。

ではこの年「比較法制史」は宮崎博士によつてどのように講じられたのであろうか。前稿において検討したように、春木博士による一八九一（明治二四）年の宮崎博士講述「羅馬法」筆記録の前半「羅馬法沿革論」と、日本大学所蔵の『比較法制史』第一部「羅馬法制史」との間には内容上きわめて親和性がある³⁶。同様に、構成上の細部はあくとして、春木博士による「独逸法律史」筆記録と、『比較法制史』第二部「独逸法制史」との間にも親和性が認められる。『比較法制史』については、日本大学所蔵本と摂南大学所蔵本との比較したにとどまる。謄写刷版の日本大学所蔵本の成立年次は確認できない。摂南大学所蔵本は宮崎博士の「比較法制史」の最終年一九〇一（明治三四）年から一九〇二（明治三五）年の筆記録であるが、その筆記内容の点では前者に及ばないように思われる。もとより例えば最後が尻切れトンボのような終わり方をしているところもあり、内容的にも簡略化されている印象を受けるのは、こ

れは筆者による差異であるのかもしれない。しかし全体の構成として、前半の羅馬法制史、後半の独逸法制史という構成は両者に共通しており、このことから宮崎博士による「比較法制史」は一貫してこの二部構成で講じられていたと考えられる。このように考えると、一八九三（明治二六）年の「比較法制史」も、「羅馬法制史」ないし「羅馬法沿革論」と「独逸法制史」を内容となっていたのではないか。先の松木氏ノートからもうかがえるように、この年の「羅馬法」講義は藤野報告に示されるように「羅馬私法」に重点をおいたものであり、従前の「羅馬法」のうち「羅馬法沿革論」の部分は「比較法制史」の内容として講じられたとすると、春木博士による宮崎博士講述「独逸法律史」筆記録は、「比較法制史」講義の一部としてであるか、独立してであるかは別として、この年の「独逸法律史」を内容を伝えるという可能性も否定できないと思われる。そのように考えると、春木博士によって筆記録末尾に記された「明治廿七年二月十五日木曜日午前十時了」という記事もこのことを物語っているともいえる。宮崎博士は一八九一（明治二四）年の「羅馬法」を毎週月曜日と木曜日に二時間ずつ合計四時間を講じられたと考えられる、⁽³⁷⁾一八九三（明治二六）年の年は月曜日が「独逸法律史」の講義日であり、「午前十時了」は午前中最初の講義時間の終了を講義室の現場で記した記録とも見ることできる。かりにこの年の「比較法制史」の中でまず「独逸法律史」が講じられたとすると、九月から翌年六月初めまでの毎週あたり講義時間数から算定すると、「独逸法制史」に三分の二ほどの比重があてられていたことになる。その場合、春木博士による「独逸法律史」筆記録は、宮崎博士が並行して講じられた「羅馬法」との関係で、「比較法制史」がその後の日本大学所蔵本や摂南大学所蔵本伝える構成とは異なった講義構成とならざるをえなかったということを示していることになる。

以上、春木博士による宮崎博士「独逸法律史」筆記録の背景にあるいくつかの問題点について検討してきた。そこで

次に宮崎博士の「独逸法律史」が何を構想しいかなる目的を有するものであるかについての検討に移ることとしたい。

三 宮崎博士の「独逸法律史」と「比較法制史」との関係

春木博士による「独逸法律史」筆記録は、次のような構成になっている。まず冒頭に「独逸法律史」と記され、「緒論」として「独逸法律史を学ぶの利益」が説かれる。「緒論」については四で触れる。本論は、全体として、「第一期」～「第四期」の四期区分が採用されおり、第一章から第四章までの通しの章立ての構成が採られている。この通しの章立ては、「羅馬法」筆記録にも共通する構成である。「比較法制史」第二部の「独逸法制史」では、「第一期」～「第四期」から「第一章」～「第四章」という大項目の章立てに、これら四章のもとに小項目として「節」を置くという構成に変更されている。この点は「羅馬法」の「羅馬法沿革論」から「比較法制史」の「羅馬法制史」への変更と同じである。両者の対照表を別表として掲げてあるので、参照していただきたい。全体は第四章から構成されるが、例えば「第一章 日耳曼人の由来」は量的に半丁弱であるのに対して、最後の「第四章 第十五世紀の末より第十九世紀の始に至る独逸法律沿革の大略」は十一丁にも及ぶように、章自体の分類は試行的なものにとどまっている印象を受ける。もとより第四章は、主に近世から近代にかけての国制と法学史に関する論述が中心となっているのに対して、それまでの章が、「日耳曼法」に始まり、それぞれの民族の由来から説き起こされ、王以下の種々の役職、兵制、身分、土地制度、民法・刑法・訴訟法などの法制度を個々に章を立てて論じていくという方式が採用された結果である。

独乙法律史

緒論

第一期 日耳曼時代

第一章 日耳曼人種の由来

第二章 日耳曼人種の住所

第三章 日耳曼人種の諸部族

第四章 civitas, pagus (Gau) 及び vici (Dorf)

第五章 rex, kuninc, dux, princeps

第六章 comentus, comes

第七章 concilium

第八章 Hundertschaftung

第九章 軍隊の組織

第十章 裁判所の組織

第十一章 身分の種類

第十二章 土地制度

第十三章 刑法

第十四章 民法

第十五章 訴訟手続

〔第二期 フランク時代、記載なし〕

第十六章 日耳曼人種の移転及び其影響

第一節 日耳曼人種の移転

第二節 日耳曼人種移転の結果

第十七章 日耳曼人種に新たに建国せし諸国の状況

第一節 Gothen

第二節 Langobaden

第三節 Bayern

第四節 Burgunden

第五節 Ostgothen

第六節 Alemannen

第七節 Saxonen

第八節 Friesen

第九節 Angelsachse

第十八章 日耳曼人の建国及び其国勢の拡張

第十九章 人民集会 [?]

第廿章 Gau, Graf

第廿一章 centena, centenarius

第廿二章 ducatus, Herzog

第廿三章 missaticum, missus dominicus

第廿四章 日耳曼の侍臣

第廿五章 議会

第廿六章 兵制

第廿七章 封建制度

第廿八章 裁判上の組織

第廿九章 財政

第三十章 immunitas

第三十一章 土地制度

第三十二章 身分の種類

第三十三章 法律の体裁

第一節 緒言

第二節 leges barbarorum, leges Romanorum

第一款 leges barbarorum

第二款 leges Romanorum

第三十四章 民法

物権・債権・親属法

第三十五章 刑法

第三十六章 訴訟手続

第三期 中世 第九世紀より第十五世紀頃迄の沿革

第三十七章 独乙国の分立及び其国勢沿革大略

第三十八章 王家及び財政

第三十九章 侍臣

第四十章 地方の政治機関

第四十一章 Stadt の沿革大略

第四十二章 Rechtsquellen 法源

第四十三章 中世に於ける裁判所の組織

第四期 近世

第一小期

る独逸法律沿革の大略

第四十四章 第十五世紀の末より第十九世紀の始に至

宮崎博士は、講義の冒頭「緒論」として、「独逸法律史を学ぶの利益」について語る。

宮崎博士は、一八八八（明治二一）年にドイツ留学から帰国して以後、翌一八八九（明治二二）年から一八九三（明治二五）年にかけて、『法学協会雑誌』に「羅馬法の独乙国に伝来したる始末を述ふ」³⁸（三回連載）、「独乙国法学家アイヒホルン氏ノ伝」³⁹（二回未完）「サウキニー氏の略伝」（未完）、『東洋学藝雑誌』に「法律沿革ノ研究ニ就テ」⁴⁰「羅馬法ノ影響ニ就テ」⁴¹（二回連載）をはじめ「羅馬法」及び「独乙法律史」に關係する一連の論稿を公にされている。⁴²この時期はちょうど宮崎博士が「羅馬法」及び「独乙法律史」の講義を担当されていた時期と重なり合うことはいうまでもない。「羅馬法」講義との關係については、すでに記したところでもあるので、ここでは「独逸法律史」との關係について必要と思われる限りで紹介しておきたい。

緒論は次のような文言から始まる。

「余は此研究を以て随分必要なりとす。何国の法律を問はず、其沿革を論ずる、甚だ必要にして、猶水の升に盈るを流るが如し、独逸法を研究するにも其現行法のみを研究して其沿革を忽^{ゆるがせ}にするは水の源を知らずして其流を見るのみ、啻に然るのみならず、現行法のみを知るとも其源の来る所を知らざれば現行法を解すること大に困難なり。」

（春木筆記・三丁表）

西洋伝来の「権利」「義務」などの語の「意味」「定義」などは、「現今日本法律の關係たる羅馬法律を研究せる人

は早く知り得べし。乃ち現今の法律を研むるにも其由来する所を理会すること甚だ易し、且つ独逸法律を研究せんとするものには独乙現行法の意味を了解せんとするには独乙法律の沿革を一応研究せざれば能はず。」(春木筆記・三丁裏)として「独乙現行法」の意味を理解するためにその「沿革」の研究を必要とすることが説かれるとともに、ドイツにおける法学教育において「沿革」の問題がどのように扱われているかについて紹介される。これらは宮崎博士のドイツ留学中の実体験に基づくところが多い。

まず「独逸私法 Deutsches Privatrecht」という科目のほかに、「純正羅馬法 Institutionen」[Pandekten oder Auslegungen des römischen Rechts]は私法を論ずるものでいずれもローマ法に関係が深い。「独乙にては此ローマ法に關係ある法律のローマ法の法律を重んずること多し。」(春木筆記四丁表)とされ、なかでもパンデクテンの課業は一週間毎週十二時間位あることが紹介される。⁽⁴³⁾ドイツの法学教育においては「独逸法律に關して独乙私法よりは同じローマ法を以て重に研究す。世上の著書もローマ法に關係するもの多し。独逸私法は独逸法系の法律なれども學者の独逸私法を攻究するにローマ法の從來完備するものを用ゆるもの多し。」として、ドイツ私法を概説するにあたって、ローマ法私法家が用いる分類法、総則 (Allgemeines Recht [Allgemeiner Theil]) と各則 (Speciales Recht [Spezialer Theil]) による分類法が用いられることにもローマ法学が及ぼす影響の大きさが示される。⁽⁴⁴⁾もし「現今の独乙法律」を研究するには、それが「如何にして然かなれるやの歴史に及ばざれば如何ぞ」(春木筆記・四丁表)として、歴史研究の重要性が強調される。「独乙法律の精神及び應用を理解する」(春木筆記・四丁裏)ためには「独乙法律を研究すると共に其歴史即ち其由て來たる處を研究せば益する處多い」(同)とされる。次に「独逸法律史」の学科目としての位置づけが語られる。

「正科に於てローマ法を研究するは重なり。^{おも}ローマ法は第十二世紀より独乙に輸入し独乙法律界に大變動を及ぼせ

り。即ち正科にて羅馬法を学びて羅馬法律の後世に及す影響を知るを得たり。歴史にてはローマ法の独乙法に及ぼす影響を知るなり。両者は相俟て大に益する処あるべし。

而して参考科に於て日本人……独乙法律を研むるは独乙に帰化する為めにあらず。必ず独乙法律を参考して日本法律を改良し又日本法律の応用「著」を為さんとするなり。即ち独乙法律を研究するは独乙法律なるが故にあらず、其中に取るべき所あればなり、乃ち学ぶより参考すべき処あればなり。」（同）（傍点引用者）

ここで「正科」「参考科」という言葉は、一八九〇（明治二三）年の法律学科三部制が廃止され、法律学科が「本邦法典其の他を授」けるとされるときに、これとは別に外国法を授ける参考科三部制が採用され、翌年には学科目の改組にともない「独逸法律史」が参考科第三部に配当された当時の状況⁴⁵を具体的に知ることができる。この語が使われている。「正科」という語は、学課程の規則類にはなく、慣行として「参考科」と対照的にこの語が使われている。その「正科」は「正科」に属し、「羅馬法を学びて羅馬法律の後世に及す影響を知る」ことを目的とする。

「独乙法律」を究めるのは、これを参考にして「日本法律を改良」しその「応用」に資することにあるが、「現今独乙法律」を研究するだけでは足りない。誰しも「独乙法律」が今あるようになった原因を究めるためには、その「沿革」を知ることが確かかつ手近な道であり、「独逸法律史」の講義はそのことを目的とする。

「参考科にて独乙法律を研究すれども他日西洋及び日本の法律を研究して一書を著はさんとするの意あらば今日独乙法律を研究するに益ある可し。如何となれば今次欧州諸国に学問の尤も隆盛なるは独乙国」であるとして、ランケ以下当時の歴史学、哲学、そして法学の領域の指導的な学者たちの名前が列挙されていく「春木筆記・五丁裏を参

照」。もちろん当時の第一線の学者たちであることはいうまでもないが、その中には、宮崎博士がドイツ留学中に各地の大学で実際に聴講したゾーム、シュレーダーらの名前が含まれていることは注目される。例えば宮崎博士は、ライプツィヒにおいて一八八七（明治二〇）～八八（明治二一）年冬学期にゾーム教授の「ドイツ私法」、八八年夏学期には同じくゾーム教授による「ドイツ法制史」、ゲッチンゲンでは八七年夏学期にシュレーダーの「ドイツ法制史」を聴講したことが確認されている。⁴⁶ゾームの「フランク法とローマ法」に関する論文が、創刊された『サヴィニー雑誌』第一巻の巻頭論文として発表されたのは一八八〇（明治一三）年のことである。宮崎博士が留学した当時「ドイツ法制史」という学問領域が新たに開拓されつつあった時代であった。ドイツ法制史研究を牽引したのが、ゾームであり、もう一人がハインリヒ・ブルンナーである。「独乙法律史」の中でも、この二人の名前が何度か登場する。ブルンナーが終始一貫してドイツ乃至ゲルマン法制史家としての立場を貫いたのに対して、ゾームは、ドイツ法ないしゲルマン法はもとよりローマ法、教会法さらには民法の領域にまでその研究の領域は及んでいる。宮崎博士がこれら二人に対して高い評価を与えていることがうかがえるが、宮崎博士の法制史学と具体的にいかなる関係を有するかについてはここでは留保せざるをえない。

この点について長尾龍一教授は、宮崎博士の法制史学 zu ゾームの研究が与えた影響として、「手附」に関する研究に具体化されていることを指摘されている。⁴⁸ここでは「独逸法律史」講義と「比較法制史」講義の関係を考える上で参考になる限りで言及するにとどめる。「独逸法律史」と「比較法制史」第二部「独逸法制史」の間には、さきに指摘したように章立てなど差異があるが、全体の枠組み自体に大きな違いはないように思われる。しかしながら細部を見ていくと、内容的にはかなりの書き換えが行われていることが確認できる。長尾教授が指摘された「手附」に関する

る「比較法制史」における長い言及は、「独逸法律史」にはまったく見られない。「比較法制史」においては、日本における「手附」に関する資料を列举しつつ、日本と西洋の法制度の比較を試みようとする姿勢が顕著に表れている。宮崎博士は「手附」の問題について、一九〇〇（明治三三）年一月に東京学士会例会講演においても言及されている。⁴⁹「徳川時代已後の書類」に見られる「手附」という名称の例、古い中国、日本の辞書類からこれに関連する例が取り上げられるとともに、「*Arrha sponsalitia* 聘財」としてローマ法の所謂「婚姻予約の手附」への言及が見られる。⁵⁰ここではズームではなく、邦語訳があるとしてデルンブルクの『パンデクテン』第三巻が指示されているとともに、シュトツベの『ドイツ私法』⁵²が参考としてあげられている。宮崎博士が「手附」に関心をもたれ、日本法、中国法、ローマ法、ゲルマン法の比較へと研究を展開された時期を特定することはできないとしても、「比較法制史」と「独逸法律史」との性格の違いを知る上で重要な手掛かりとなる考えられる。

小結

以上宮崎博士の「独逸法律史」講義をめぐる、春木博士による講述筆記録を手掛かりに、未解明の点について若干の考察を試みた。春木博士による「独逸法律史」筆記録の成立時期とも関連して、「独逸法律史」の内容があくまでドイツ法律の歴史、沿革を語ることにとどまっている。このことからすると、一八九一（明治二四）年已以来講じられた「独逸法律史」の原型を伝えていると考えられるが、一八九四（明治二七）年二月にされたという時期の違いがなぜ生じるのかという問題については本稿では留保しておきたい。一八九三（明治二六）年に講座制が始まり、「羅

馬法」と「法制史比較法制史」の二つの講座が成立した。この年に宮崎博士が講座担任として「羅馬法」の講義を行っていたことは確かである。このことは松木幹一郎ノートなどによってその詳細がいずれ明らかにされることになる。『法制史比較法制史』講座兼任として「比較法制史」を講じられたと考えられるがこの年を特定できる筆記録によつては確認できない。春木博士の「独逸法律史」筆記録がこの年の「比較法制史」講義の一部をなすのか、一八九一（明治二四）年入学生の学年進行に伴う参考科「独逸法律史」がこの年にも開講されたのかという可能性も否定できないように思われる。春木博士が「英法科」の出身であることと、参考科第三部独逸法に配される「独逸法律史」の記録を残されているのはなぜかなど、明らかにできなかった点については今後の課題としたい。

（１） 宮崎道三郎博士の事績については、中田薫「宮崎道三郎先生小傳」（中田薫編『宮崎先生法制史論集』（岩波書店、一九二九（昭和四）年所収。石井良助「日本法制史研究の発達」『東京帝国大学学術大観 法学部 経済学部』一九四二（昭和一七）年、二七七—二九三頁、とくに二八〇—二八二頁。「日本法制史学八十八年—東京大学における—」『国家学会雑誌』第八一卷第一・二号（一九六八（昭和四三）年）、一〇九—一三七頁所収、宮崎博士については、とくに一一一—一一四頁を参照。同『大化改新と鎌倉幕府の成立』創文社・一九七二（昭和四七）年、三三七—三五九頁に収録、とくに三三〇—三三三頁を参照。瀧川政次郎「明治以後に於ける法制史学の発達」『日本法制史研究』有斐閣・一九四一年、とくに宮崎博士に関して、六二八—六三〇頁。なお、宮崎博士の東京大学在学中の答案内容についての言及がなされている、六二三—六二四頁。武藤和夫「法制史学の開拓者 宮崎道三郎先生」『法経』第3号（三重大学法経学会、一九五四（昭和二九）年）二—八頁。本文献については、『日本人物文献目録』平凡社・一九七四（昭和四九）年、項目「宮崎道三郎」も参照。宮崎博士の略歴・著作目録については、吉原丈司・吉原達也編『宮崎道三郎博士略年譜・著作目録（八訂稿）』<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/miyazaki001.pdf>を参照されたい（随時更新中、以下『宮崎博士著作目録』WEB版として引用）。

(2) 石井良助・前掲「日本法制史研究の発達」二八〇頁。

(3) 宮崎道三郎講述『比較法制史』上下、日本大学所蔵本、刊行年代は不明を参照。同資料の翻刻として、吉原達也編「宮崎道三郎博士講述『比較法制史』緒論及び第一部 羅馬法制史」『日本法学』第八四卷四号(二〇一九(平成三二)年三月)三〇三頁(以下『比較法制史 上』として引用)。第二冊の翻刻として、吉原達也編「宮崎道三郎博士講述『比較法制史』第二部 独逸法制史」『日本法学』第八五卷一号(二〇一九(令和元)年)一頁(以下『比較法制史 下』として引用。同資料は、上巻の羅馬法制史と下巻の独乙法制史の二分冊からなる。第一分冊は、目次五丁、本文八一丁からなり、目次は、第一部、第二部を通観できる内容となっている。「比較法制史目次／緒言／第一章 比較法制史の範囲／第二章 法制史編纂の来歴／第三章 法制史編纂の方法／第一部 羅馬法制史 第一章 羅馬法制史に対する緒言／第一条 羅馬法制史編纂の沿革／第二条 羅馬法律の参考書／本論／第一章 王政時代の法制の有様／第二章 共和政時代に於ける法制の沿革／第三章 帝政時代の法制の沿革」[第二部 独乙法制史／緒言／第一条 独乙法制史の来歴 第二条 参考書／本論／第一章 Germanische Zeitの法制沿革／第二章 Fränkische Zeit／第三章 中古紀／第四章 近世]。第二分冊は、「第二部 独乙法制史」のみの目次三丁と本文八四丁からなっている。なお摂南大学所蔵本は、冒頭に「教授法学博士 宮崎道三郎口授 比較法制史 完於東京法科大学 乃卅四年九月至卅五年五月」と手書されており、明治三四年乃至三五年にかけて筆記録であることが知られる。

(4) 宮崎博士の「比較法制史」講義について、吉原達也「宮崎道三郎博士の講述『比較法制史』について」『日本法学』第八四卷三号(二〇一八(平成三〇)年)四二三頁以下。

(5) 春木一郎博士については、吉原丈司・吉原達也編「春木一郎博士略年譜・著作目録」五訂稿、二〇一七(平成二九)年、『CD版ローマ法、法制史、明治警察史及び日本統治下台湾警察史の諸問題—ローマ法・法制史学者著作目録選(第十三輯)—明治警察史雑纂(第四輯)—日本統治下台湾警察史雑纂(第八輯)—』二〇一八(平成三〇)年刊収録。現在では <https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/haruki001.pdf> や、随時更新中を参照。中央大学コレクション解説に「(4) ローマ法関係貴重書(春木文庫)」として以下のことが紹介されている。『市民法史(十二表法註解)』、『法の早引』、『ローマ法大全』、

『ローマ市民法大全注釈』、『市民法の四淵源』などからなる。わが国におけるローマ法研究の確立者で、本学において大正3年(1914)以降「ローマ法」の講座を担当された春木一郎博士(1870-1944)旧蔵のローマ法文庫を中心とした1,776冊。なお収蔵の経緯は「故・矢田一男法学部教授の仲介による1953年度購入」の由である。なお「旧春木文庫蔵書目録」準備中とある。 <https://www.chuo-u.ac.jp/library/paleography/details/commentary/>

(6) 春木博士による宮崎博士講述「羅馬法」講義筆記録については、吉原達也「宮崎道三郎博士の羅馬法講義」『日本法学』第八五卷二号（二〇一九（令和元）年）一頁を参照。

(7) 京都大学法学部図書室の書誌によると「宮崎「道三郎」講義「春木一郎筆記」獨逸法律史「書写者不明」、一八九四年二月」とされる。同資料の閲覧には、京都大学・佐々木健教授のご高配を得た。この場を借りて御礼申し上げます。なお、本稿においては「獨逸法律史」は原則として新字体の「独逸法律史」と記載する。

(8) 吉原達也「穂積陳重のローマ法講義について」『日本法学』第八十四卷一号（二〇一八（平成三〇）年）、一頁。ローマ法講義の変遷については、とくに、三七頁注二四を参照されたい。

(9) 岩野英夫「わが国における法史学の歩み(1873-1945)：法制史関連科目担任者の変遷」『同志社法学』第三九卷第一・二二号（一九八七（昭和六二）年）、一二五—一二二頁。前掲『東京帝国大学五十年史 上冊』一一七—一四八頁を参照。

(10) 宮崎博士のドイツ留学時代の事績については、柏村哲博「設立者総代宮崎道三郎の生涯」『日本大学史紀要』創刊号二（一九九五（平成七）年）、一一一八頁、とくに四—九頁。宮崎誠・柏村哲博「宮崎道三郎のドイツ留学について」『日本大学史紀要』第五号（一九九八（平成一〇）年）、一五一—一七二頁、宮崎誠「宮崎道三郎のドイツ留学について（補遺）」『日本大学史紀要』第六号（一九九九（平成一一）年）、一三一—一四六頁。このうち、「補遺」は、現地調査に基づくライプツィヒ、ゲッティンゲン大学における宮崎博士の学籍簿や住所記録などの貴重な報告記録となっている。

(11) 岩野・前掲・二六八頁注三九。『法学協会雑誌』第五六号（明治二二年一月二〇日刊）四一〇頁。

(12) 『中央大学史資料集』第3集 資料番号二五一「法科大学教員受持学科表（明治二十一年九月—明治二十二年七月）」
<https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2018/10/shiryoshu00030251.pdf?1559445055925>

- (13) 岩野・前掲・二三八頁（明治三二年の項）。
- (14) 藤野奈津子「岡松参太郎とローマ法研究―『岡松参太郎文書』の手稿からみえてくるもの―」『千葉商大論叢』第四八巻二号（二〇一一年（平成二三）年）、五七頁以下、岡松博士と、宮崎博士のローマ法講義との関係について、とくに六四頁以下を参照。岡松博士によるローマ法講義（一八九一（明治二四）年）受講ノートは岡松参太郎文書マイクロフィルム版・早稲田大学図書館・同東アジア法研究所編（雄松堂）に収録されている。
- (15) 岩野・前掲・二六八頁注四二。『帝国大学一覽 從明治二十三年至二十四年』（明治三十三年二月出版）七〇頁を参照。
- (16) 『東京大学百年史・部局史一』一九八六（昭和六一）年、六八頁。この年宮崎博士が羅馬法講座を担当した経緯について、三上参次『明治時代の歴史学界 三上参次懷旧談』吉川弘文館・一九九一（平成三）年、一五一頁。藤田大誠「近代国学と日本法制史」『國學院大學紀要』第五〇巻（二〇一二（平成二四）年）一〇五―一二三頁。
- (17) 『東京大学百年史・部局史一』、七三頁。
- (18) 『東京帝国大学五十年史』上巻一二二〇頁。
- (19) 前掲同頁。
- (20) 前掲書一二二九頁。同時期の学科編成の詳細については、一二三〇頁以下の一覽を参照。
- (21) 前掲書一二三三頁。『法学協会雑誌』第九卷九号（二八九一（明治二四）年九月）九一頁以下。
- (22) 春木一郎博士の京都帝国大学法科大学での羅馬法講義自筆本（明治四〇年九月乃至四一年五月の学年における講義に使用したもの）が記念のため昭和一五年京都帝国大学法学部に寄贈されていること（『京都帝国大学史』京都帝国大学・一九四三（昭和一八年）一二月二〇日刊、二〇五―二〇六頁）は、周知のとおりである（<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1460809>）（二三六―二三七コマ）。一九四〇（昭和一五）年に春木博士の羅馬法講義自筆本の記事が掲載されている背景には、愛久澤直紀氏による春木博士旧蔵書寄贈と関わりがあるように思われる。その間の事情を知る手がかりが、春木博士から田中秀央博士に宛てた一九四〇年八月二八日書簡に窺える。菅原憲二・飯塚一幸・西山伸偏『田中秀央 近代西洋学の黎明―『憶い出の記』を中心に』京都大学学術出版会・二〇〇五（平成一七）年、三二〇頁所収。この項について吉原・前掲「宮崎道三郎博士の羅

馬法講義について」二三頁注二五を参照。書簡の必要部分のみ再掲しておく。「先頃貴文科英文科在学ノ愛久沢直紀君ヨリ貴大学ニ寄贈ニ相成リタル書籍ハ、同君ノ嚴祖父直哉氏ガ小生ニ対スル厚キ友情ニ因リ非常ニ高キ価ニテ買取ラレタルモノト存ゼラレ候、本件ニ付テハ始終山田乙[△]三博士ノ心配ヲ恭ナクシタル次第ニ御座候、因ニ記シ候ガ愛久沢直哉氏ハ明治廿七年東大政治科ノ卒業生（小生ト同年ノ卒業）ニシテ、事業方面ニ没頭シ遂ニ一大事業家トシテ本月十七日遠逝セラレタリ、氏ハ実ニ明治年代立志篇中ノ人ト存ジ候」翻刻文中「山田乙三」は「山田正三」「一八八二—一九四九年」の誤植と思われる。〈<https://kensaku.kual.archives.kyoto-u.ac.jp/rireki/>〉（<https://kensaku.kual.archives.kyoto-u.ac.jp/rireki/?c=detail&id=000969>）この項について、前記『宮崎博士著作目録』WEB版二一頁を参照されたい。

(23) 吉原・前掲「宮崎道三郎博士の羅馬法講義について」『日本法学』第八五卷二号・六頁。

(24) 岩野・前掲「わが国における法史学の歩み」二三四—二三五頁。

(25) 『東京帝国大学五十年史』上巻一二二九頁。

(26) 前掲書一一三三頁。

(27) 前掲書同頁。

(28) 前掲書一一三六頁。

(29) 前掲書一一三七頁。

(30) 瀧川政次郎『日本法制史研究』有斐閣・一九四一年、六三〇頁。

(31) 岩野・前掲「わが国における法史学の歩み」二七〇—二七一頁注五六。

(32) 一八九三（明治二六）年の「羅馬法」講義を伝えるものとして、「松木幹一郎（一八七二—一九三九）筆記『羅馬法』一八九三（明治二六）年 第一年次」なる資料が早稲田大学図書館に所蔵されている由である。

(33) 藤野奈津子教授による法制史学会第七一回総会（二〇一九（令和元）年六月開催）ミニシンポジウム「日本における法史研究の歴史」における報告「明治前期における西洋法史学の誕生」中資料Ⅲに松木幹一郎氏のノートのあらましが紹介されている。藤野報告によれば、全体は「外篇」と「内篇」に分かれ、前者は、講義の目的、参考書の紹介など序論的講義であり、

後者は「通則」「物権法」「債権法」「家族法」「相続法」の五編構成で、ローマ私法の全体が講じられたようである。春木博士による一八九一（明治二四）年の「羅馬法」筆記録では、前半は「羅馬法沿革論」としてローマ法史の詳細が語られ、後半ではローマ私法の全体が「総則」「財産法」「家族法」「相続法」として講じられている。「松本ノート」との違いは、「羅馬法沿革論」に比重の半分が置かれており、講義時間数から考えると「羅馬私法」の部分において濃度に差があったと考えられる。

(34) 吉原・前掲「宮崎博士の羅馬法講義について」を参照。

(35) 三上参次『明治時代の歴史学界 三上参次懷旧談』吉川弘文館・一九九一年、一五二頁。岩野教授は前掲箇所において、三上博士の法制史講義が行われたかは資料的に確認できないとされており、明治二八年の卒業生である浜口雄幸、小野塚喜平次らとの交流を語っていることからすると、その信憑性は高いと考えられる。

(36) 吉原・前掲「宮崎道三郎博士の羅馬法講義について」一二頁以下。

(37) 吉原・前掲「宮崎道三郎博士の羅馬法講義について」六頁。

(38) 宮崎道三郎「羅馬法の独乙国に伝来したる始末を述ぶ」『法学協会雑誌』第六卷（通号五九号・一八八九（明治二二）年二月二〇日刊）五八七―五九六頁、「同・（前号のつゞき）」同第七卷（通号六〇号・一八八九（明治二二）年三月二五日刊）一一五頁、「同」同第七卷（通卷六一号・一八八九（明治二二）年四月二五日刊）九八―一〇五頁。

(39) 宮崎道三郎「独乙国法学家アイヒホルン氏ノ伝」『法学協会雑誌』第八卷（通号七三号・一八九〇（明治二三）年四月二五日刊）二三六―二四二頁、「同（承前）」同第八卷（通号七五号・一八九〇（明治二三）年六月二五日刊）四一一―四一四頁。

(40) 宮崎道三郎「法律沿革ノ研究ニ就テ」明治二十四年五月三日大学通俗講談会ニ於テ『東洋学藝雑誌』第八卷一一七号（二八九一（明治二四）年六月二五日刊）二六九―二八一頁。

(41) 宮崎道三郎「羅馬法ノ影響ニ就テ」『東洋学藝雑誌』第十卷一四六号（一八九三（明治二六）年一月二五日）五七七―五八三頁、「同・（前号ノ続）」同第十卷一四七号（一八九三（明治二六）年二月二五日刊）六一七―六一九頁。

(42) そのほか宮崎博士のものとして、無記名ものとして「ベルンハルド、ヨセフ、ウキンドシャード氏ノ小伝」『法学協会雑誌』

誌』第九卷二号 (一八九一 (明治二三) 年二月一日刊) 八二—八三頁 (雑録・無記名)、「ゲルベル (Gerber) 及びリヨネ (Roene) 二氏の訃音」『法学協会雑誌』第十卷五号 (一八九二 (明治二五) 年五月一日刊) 四八六頁、「ウインドシヤイド氏の訃音」同第十一卷二号 (一八九三 (明治二六) 年二月一日刊) 一六五—一六六頁 (海外記事・無記名)、「ウインドシヤイド (Windscheid) 氏の勤学」『法学協会雑誌』第十一卷二号 (一八九三 (明治二六) 年二月一日刊) 一六六頁などが知られる。

(43) 宮崎誠・前掲「宮崎道三郎のドイツ留学について (補遺)」一三六—一三九頁。これによれば、宮崎博士は、ライプツィヒにおいて、一八八五—八六年冬学期にヴィントシャイトのパンデクテン講義第一部、八六年夏学期に同じくヴィントシャイトのパンデクテン講義第二部、また八六—八七年冬学期はゲッチンゲンにおいてイエリングのパンデクテン講義第二部、八七年夏学期にはイエーリングのパンデクテン演習、レーゲルベルガーのインスティトゥーチオーネンを履修している。

(44) 宮崎道三郎『東洋学藝雑誌』一四七号六一九頁「独乙には又独乙私法 (Deutsches Privatrecht) と称する学科目あり。此の科目は、主として独乙自国に於て生長せしめたる法律を論ずるものにして、元来羅馬法を論ずるものにあらざれども、其の沿革を察するときは、此の科目も亦羅馬法の影響を受けて発達したるものたることを知る。其の故は独乙私法に属する法律規則も、第十八世紀前は、之を羅馬法の講義中に挿入し、別に独立の科目として講ぜざり。一千七百七年に於てゲアルグ、バリエル (Georg Beyer) と云へる人あり。ウィッテンベルグの大学に於て、始めて独乙私法を独立の科目として講じたれども、此の人も亦是れ羅馬法学者にて、羅馬法の教授として聘せられたる人なりき。知るべし、独乙法の学科目も亦羅馬法学の刺激を受けて発達したることを。」

(45) 前掲『東京帝国大学五十年史』上巻・一一二頁。

(46) 宮崎誠・前掲「宮崎道三郎のドイツ留学について (補遺)」一三六—一三九頁を参照

(47) 邦訳として、ゾーム／久保正幡・世良晃志郎訳『フランク法とローマ法—ドイツ法史への序論—』岩波書店・一九四二 (昭和一七) 年が有名。Rudolph Sohm, Fränkisches Recht und römisches Recht: Prolegomena zur deutschen Rechtsgeschichte, Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte: Germanistische Abteilung, Bd.1, Hermann Böhlau, 1880, S.1-84. <https://books.google.co.jp/books?id=aB2wAAAAAMAAJ&printsec=frontcover&dq=zeitschrift+savigny+1880+germ&hl=ja&sa=X>

&ved=0ahUKEwic0qjLhFHIAhXiFqYKHRKeAdkQ6AEIMjAB#v=onepage&q=zeitschrift%20savigny%201880%20germ&f=false

(48) 例えば、長尾龍一教授は、長尾龍一「宮崎道三郎の法史学」『法学に遊ぶ 新版』慈学社・二〇〇九年、二六九頁以下。

『比較法制史』第二部六七丁表以下、前掲『日本法学』第八五卷一号、七五頁以下を参照。Rudolph Sohm, Das Recht der Eheschliessung aus dem deutschen und canonischen Recht geschichtlich entwickelt : eine Antwort auf die Frage nach dem Verhältniss der kirchlichen Trauung zur Civilehe, H. Böhlau, 1875.

(49) 宮崎道三郎「手附の話(明治三十二年十一月十一日東京学士会院例会講演)『中田薫編『宮崎先生法制史論集』岩波書店・一九二九(昭和四)年、六二―九七頁所収、初出は『学士院雑誌』第二二編第九号(一九〇〇(明治三二)年十一月)。

(50) 前掲書・九一頁以下。

(51) Heinrich Dernburg, Pandekten Bd.3, Berlin, H.W. Müller 1887, § 7.

(52) Otto Stobbe, Handbuch des deutschen Privatrechts, Berlin, 1871-1885; Reprint, 100 Jahre bürgerliches Gesetzbuch, Germanistik 20, Keip, 2005.

別表 宮崎道三郎博士講述「独逸法律史」及び「比較法制史」
第二部「独逸法制史」対照表

独逸法律史 [春木一郎博士筆記録 1894 (明治 27 年 2 月)] 緒論 [参考書] 第一期 日耳曼時代 第一章 日耳曼人種の由来 第二章 日耳曼人種の住所 第三章 日耳曼人種の諸部族 第四章 civitas, pagus (Gau) 第五章 rex, dux, princeps 第六章 comentus, comes 第七章 concilium 第八章 Hundertschaftung 第九章 軍隊の組織 第十章 裁判所の組織 第十一章 身分の種類 第十二章 土地制度 第十三章 刑法 第十四章 民法 第十五章 訴訟手続 [第二期 フランク時代、記載なし] 第十六章 日耳曼人種の移転及び其影響 第一節 日耳曼人種の移転 第二節 日耳曼人種移転の結果 第十七章 日耳曼人種に新たに建国せし諸国の状況 第一節 Gothen 第二節 Langobaden 第三節 Bayern 第四節 Burgunden 第五節 Ostgothen	比較法制史下巻 第二部 独逸法制史 緒言 第一条 独逸法制史の来歴 第二条 参考書 本論 第一章 Germanische Zeit の法制沿革 第一節 German 人種の由来並に住処 第二節 vicus, pagus, civitas 第三節 rex, dux, princeps 第四節 comes 第五節 sacerdotes 第六節 集会 第七節 兵制 第八節 貴族の階級 第九節 土地制 第十節 民法 第十一節 刑法 第十二節 訴訟法 第二章 Fränkische Zeit 第一節 German 部族の盛衰の略史 第二節 Franken の国勢
--	---

第六節 Alemannen	
第七節 Saxonen	
第八節 Friesen	
第九節 Angelsachse	
第十八章 日耳曼人の建国及び其国勢の拡張	第三節 rex (王)
第十九章 人民集会	第四節 Hofbeamter (ministeriales)
第廿章 Gau, Graf	第五節 集会
第廿一章 centena, centenarius	第六節 Gau, Graf
	第七節 Centena (situs, pagallus, marcha), centenarius (centurio, tunginus, Schulthaus)
第廿二章 ducatus, Herzog	第八節 ducatus (Herzogthum), Herzog (dux), Markgraf (dux limitis)
第廿三章 missaticum, missus dominicus	第九節 missaticum, missus dominicus (nuntius, legatus)
第廿四章 日耳曼の侍臣	第十節 Lehnswesen の由来
第廿五章 議会	
第廿六章 兵制	第十一節 兵制
第廿七章 封建制度	第十二節 財政
第廿八章 裁判上の組織	第十三節 immunitas (emmunitas Immunität 免除)
第廿九章 財政	第十四節 Vaegto
第三十章 immunitas	第十五節 土地の制度
第三十一章 土地制度	第十六節 裁判所の組織
	第十七節 貴族の等級
第三十二章 身分の種類	第十八節 属人法主義の流行並に法律書の編纂
第三十三章 法律の体裁	第十九節 Urkunde Formulae
第一節 緒言	
第二節 leges barbarorum, leges Romanorum	
第一款 leges barbarorum	
第二款 leges Romanorum	
第三十四章 民法 物権・債権・親属法	第廿節 民法
第三十五章 刑法	第廿一節 刑法
第三十六章 訴訟手続	第廿二節 訴訟手続
第三期 中世 第九世紀より第十五世紀頃迄の沿革	第三章 中世
第三十七章 独乙国の分立及び其国勢沿革大略	第一節 独乙国の分裂並に其国勢の略史
	第二節 国王
	第三節 官職制度

第三十八章 王家及び財政	第四節 Lehnswesen
第三十九章 侍臣	第五節 Fürsten
	第六節 Comitatus (Grafschaft)
	第七節 Reichstag, Hoftag
	第八節 帝国の財政
	第九節 帝国の兵制
第四十章 地方の政治機関	第十節 Landesherr, Territorium
	第十一節 領土の家政及び其役人
第四十一章 Stadt の沿革大略	第十二節 Stadt (市府)
第四十二章 Rechtsquellen 法源	第十三節 法源
第四十三章 中世に於ける裁判所の組織	第一款 第十世紀—第十三世紀頃の 有様
	第一項 独乙国の有様
	第二項 Italy
	第二款 Sachs[en] の法律 (Sachsen- spiegel)
	第三款 Schwabenspiegel
	第四款 Landrecht, Stadtrecht
	第五款 Rome 法の伝播
	第十五節 民法
	第十六節 刑法
	第十七節 訴訟手続
第四期 近世	
第一小期	第四章 近世
第四十四章 第十五世紀の末より第十九世紀の始に至る独逸法律沿革の大略	第一節 第十五世紀の末—第十九世紀 の始
	第二節 十九世紀の始—Der allgemeine deutsche Bund

附…宮崎道三郎講述「独逸法律史」緒論

—春木一郎博士筆記録による—⁽¹⁾

独逸法律史「三丁表」⁽²⁾

緒論 独逸法律史を学ぶの利益

余は此研究を以て随分必要なりとす。何国の法律を問はず、其沿革を論ずる、甚だ必要にして、猶水の升に盈るを流るが如し、独逸法を研究するにも其現行法のみを研究して其沿革を忽^{ゆるがせ}にするは水の源を知らずして其流を見るのみ、^{ただ}啻に然るのみならず、現行法のみを知るとも其源の来る所を知らざれば現行法を解すること大に困難なり。

権利義務なる語は法理上の學術語にして廿年以前の人の知らざる処なり。是等の語は法学を学びたるものにあらざれば解し悪くきなり。西洋には早く正に是等の語を用ゐざれば、現今日本法律を研究するには西洋の法律即ち現行日本法の基く処に付て学「三丁裏」びたる人は容

易に理解し得るなり。蓋し西洋には是等の語はなきに其定義意味を示現せるを以て西洋法律を研究せる人は早く知り得べし。乃ち現今日本法律の關係たる羅馬法律を研究せる人は早く知り得べし。乃ち現今の法律を研むるにも其由来する所を理會すること甚だ易し、且つ独逸法律を研究せんとするものには独乙現行法の意味を了解せんとするには独乙法律の沿革を一応研究せざれば能はず。今一例を独乙法律に付てあげん。

独国に於て今來世人の慣用せる法律学の科目の中、独逸私法 Deutsches Privatrecht なる課目あり。而して其課目外に純正羅馬法 Institutionen なるものあり。其他 Pandekten oder Auslegungen des römischen Rechts あり。是等は皆私法を論ずるものなり。然るに同じ私法のことを論ずる Institutionen 又はパンデクテンの如きは凡て羅馬法に關係あるものにして、而して「四丁表」独乙にては此ローマ法に關係ある法律を重んずること多し。

独国法科大学にてはパンデクテンの課業は一週間毎週

十二時間位あり。此外 Pan [denken] に関係ある課目 Corpus juris civilis 及びその解釈あり。而して独逸法律に關せる独乙私法よりは同じローマ法を以て重に研究す。世上の著書もローマ法に關係するもの多し。独逸私法は独逸法系の法律なれども学者の独逸私法を攻究するに

ローマ法の従来完備するものを用ゆるもの多し。例ばローマ法私法家の用ゆる分類法即ち私法を分ちて Allgemeines Recht [Allgemeiner Theil], Speciales Recht [Specialer Theil] とするが如き、其中をも分類する如きは皆ローマ法に拠れり。即ちローマ法系の学問の及ぼす影響多し。若し独逸法律を研究するに現今の法律をして研究し、如何にして然かなれるやの歴史に及ばざれば如何ぞ、現今の法律の斯ある如き学風が斯くある如きやを知る「四丁裏」に由あらんや。即ち独乙法律の精神及び応用を理解するに至るなすに於て、独乙法律を研究すると共に其歴史即ち其由て来たる處を研究せば益する處多かるべし。如之正科に於てローマ法を研究する

は重なり。ローマ法は第十二世紀より独乙に輸入し独乙法律界に大變動を及ぼせり。即ち正科にて羅馬法を学びて羅馬法律の後世に及す影響を知るを得たり。歴史にてはローマ法の独乙法に及ぼす影響を知るなり。両者は相俟て大に益する處あるべし。

而して参考科に於て日本人ながく独乙法律を研むるは独乙に帰化する為めにあらず。必ず独乙法律を参考して日本法律を改良し又日本法律の応用著を為さんとするなり。即ち独乙法律を研究するは独乙法律なるが故にあらず、其中に取るべき所あればなり、乃ち学ぶより参考すべき處あればなり。然れども独「五丁表」乙現今法律のみを研究して以て足れりとするにあらず、何となれば独乙法律の今日の有様を為せるは皆之をして然らしむる原因あればなり。今独乙法律を研究しながら独乙法律をして今日の有様に達したる原因に論究せざれば、小児の為に成れる明なるか大人の為に成れる明なるかを知らずして、他人の洋服に復するが如く怪しき結果を生ずべし。

然らば諸人は独乙法律今日は此の如き有様なるに至らしめたる原因を究む可し。然らするには独乙法律の沿革を究むるを以て確にして手近なる道なりとす。

参考科にて独乙法律を研究すれども他日西洋及び日本の法律を研究して一書を著はさんとするの意あらば今日独乙法律を研究するに益ある可し。如何となれば今次欧州諸国に学問の尤も隆盛なるは独乙国なれば「五丁裏」其盛大なる学問中歴史家にてはランケ⁽³⁾ [Ranké, Leopold von, 1795-1886]、哲学には希臘哲学を著したるエドワード・チエラー⁽⁴⁾ [Zeller, Eduard, 1814-1908] 氏あり。希臘人の独乙に留学するも研究すること自国のことなるもチエラーの講義を喜んで聞けり。又フイシエル⁽⁵⁾ [Fischer, Ernst Kuno Berthold, 1824-1907] の如き哲学あり。又近世哲学史を論ぜるエルドマン⁽⁶⁾ [Erdmann, Johann Eduard, 1805-1892] あり。論理の沿革を著したるプラントル⁽⁷⁾ [Prantl, Karl von, 1820-1888] あり。羅馬歴史⁽⁸⁾を著はせる「テオドル フォン モムゼン」⁽⁹⁾

宮崎道三郎博士の独逸法律史講義について (吉原)

[Mommesen, Theodor, 1817-1903] あり。其名譽全世界に響き、伊国の如きは「判読できず」あり。モムゼン伊国を旅行せしときも同伴人は盜賊に遭ひたるもモムゼン丈^{だけ}は許されたりといふ。その他モムゼンが伊国の書庫にて書を閲せるとき法王来り他人は礼せるもモムゼンは其書に耽りて礼せざる故に番人之を「モムゼン」に告げんとしたるに法王はモムゼンの勉学を妨ぐるを不可として之を止めたり。又希臘の歴史を著はせしクルチュス⁽¹⁰⁾ [Curtius, Ernst, 1814-1896] あり。其他經濟畫^{がく} [学]の歴史ありて其学尤も盛なり。「六丁表」

法律にも其沿革を研究すること大に盛にして羅馬法律の沿革研究も亦盛なり。「アイヒホルン」⁽¹¹⁾ [Eichon, Johann Gottfried, 1752-1827] の如きは「十文字分ほゞ欠字」⁽¹²⁾ [Geschichte der Literatur von ihrem Anfang bis auf die neuesten Zeiten.] を作り、「ゲオルク フォン ワイチエル」⁽¹³⁾ [Georg Waitz?, 1813-1886]、⁽¹⁴⁾「パウロート」⁽¹⁵⁾ [Paul von Roth, 1820-1892]、⁽¹⁶⁾「ブルンネル」

一五三 (一一六九)

「Brunner, Henrich, 1840-1915」⁽¹⁶⁾、伯林大学「ゾーム」
「Sohm, Rudolph, 1841-1917」⁽¹⁷⁾、ライプチヒ「イエリン
グ」⁽¹⁸⁾「Jhering, Rudolf von, 1818-1892」の如き皆大家なり。
其他数多の学者ありて羅馬法理沿革及び独乙法律沿革を
精密に研究せり。今独乙法律史を見て独乙法律家の其国
の法律史を研究するを見れば他日日本及び他国の法律沿革
を見るの参考となるべし。

其他独乙法律中には時代によつては日本在来の制度と
大に趣の同じきものあり。例ば日本にて昔時血統を崇び
親族を尊び氏族を別ち源平等は親族相別れて戦争を為し
沿革上に大影響を及ぼせることあり。又親族の復讐せる
ことあり。独乙にては古は此の如きこと行はれたり。其
制度厳密に立ち其他日本にては封建近頃迄行はれ独乙に
ても又然りとするは日本封「六丁裏」建其他制度を調べ
んとするには大に難渋なれども独乙の制度等を参考して
日本のものと対照して見るときは大に明白にし易し。又
独乙には十二三世紀に羅馬法入り独乙在来の法律衰微し

たる如く、我国にて古は隋唐の制を採り律令を作れり。
此羅馬法の独乙に入りたる如く日本には前には固有の制
ありたるなり。隋唐の制度入りてあり。在来のものは大
洪水に遇ひたる如く皆隋唐の制に化したり。日本にて今
律令を調ぶるものなれども、其入りたる原因を論ず。□
□「律令」入りて以来の変遷を調べたる人もなし。

然るに独乙にてはローマ法の入りたる原因を調べ、
Rezeption des römischen Rechts なる問題に大に注意し
たり。⁽¹⁷⁾「サビニー」⁽¹⁸⁾氏の如きは□□「Geschichte des
römischen Rechts im Mittelalter『中世ローマ法史』」
を著したるは羅馬法律の独乙に入れる前のことを確かめ
んとするにすぎず。又有名なるイエリング「Jhering,
Rudolf von, 1818-1892」氏□□「Geist des römischen
Rechts『ローマ法の精神』」⁽¹⁹⁾を著はせり。其目的の一は
ローマ法が独乙に入りたる原因を探求するにありたり。
「七丁表」シュミット「Schmidt, C. A.」も Rezeption des
römischen Rechts 「in Deutschland, 1868」⁽²⁰⁾アルノルド

[Arnold, Wilhelm] は [Rezeption des römischen Rechts und ihre Folge, 1872]⁽²¹⁾ を著せし目的の一はローマ法の独乙に伝来せるを見んが為めなり。カアローア[Karlowa, Otto, 1836-1904] も又之を論ぜり⁽²²⁾。パンデクテンにてもレセプションのことを論ぜり。

此の如く大家の論ずるもの多けれども、日本にては隋唐の入りたる原因を調べるもの少なし所、宜しく之を研究せざる可からず。乃ち今歴史を見るにローマ法が独乙に入りたる原因及び影響を知るを得べく、以て日本法律が隋唐法の影響其原因を知るを得助となるべし。日本にて現今羅馬法が独乙に入りたるときに如く独乙法も英法も仏律も入るなり。種々の法律入るべければ、現今日本は外国法律の Rezeption の時代なり。然らば独乙に於て羅馬法の入りたる理由及び其影響を参考せば、今日日本人が外国法律を輸入する参考となるべし。然らば今日日本人が独乙法律を「七丁裏」研究するは古事を知らんが為めにあらず。且つ今の問題即ち日本法律のレチュエプ

ションを事例に付て調べることなれば、決して独法律の沿革を調ぶるは迂遠のことにてあらざるべし。加之日本にて独乙法律を研究す可き理由あり。即ち新法典には訴訟法商法の如き独乙法律を丸取せるもの及び大に取れるものなり。其他市町村制⁽²³⁾も亦然り。即ち名は日本法律なれども模範は独乙法律少なからず。即ち今日日本にて独乙法律を研究するは同様に日本現在の法律の源を究むるなり。名は日本法律なれども基礎に溯る可きなり、独乙にてはローマ法の入る以上は Rezeption des römischen Rechts を研究し、其他ジャスチニアン帝以前の法律を研究せり。之を研究せば一国の法律が他国に入りたるときの原因及び影響を知るべく、乃ち表面上は外国の沿革を調ぶる如くなれども、裏面上よく見れば日本法律の沿革を調べると「八丁表」同一なれば、決して迂闊なることにあらず。

然れども、法律の沿革を研究せんとするには、現今の法律のみならず、遠く千古の古に溯りて順を追ふて現今

に及ぶるべし。加之只法律を研究するのみにては足らず。法律以外の社会の諸現象を研究せざる可からず。法律は孤立せるものにあらず。社会の波瀾（うねり）にて許多の事物と相俟ち、一起一伏波瀾を為すものなり。即ち法律は当時の宗教、風俗、楽音、工業、土地、氣候に係ありて沿革あるものなれば、法律以外事情を広く探究せざるべからず。非常の強記博覧聰敏ならざる可からず。博覧ならざれば附「不」学に陥り、強記ならざれば折角事物を研究するも進歩せずして□□「事実」まけをなし、深林に入りては道に迷ふ如きこととなる。道に迷はざらんとするに短眼ならざる不可。（べからず）即ち道理を見ざる可からず。此の如く大に難事あり。

加之独乙法律の如きは古今甚だ統一なし。ローマ法の如きは言語を見て統一ありたるを「八丁裏」見るべし。法律の成長にはローマの首府ありて次第に権はかりたり。即ち羅馬法律の進歩の中心となるものは首府なり。然るに独乙法律は Deutsches Recht とて人種ありて名「つ」

けたるものにして、土「主」地が法律進歩化の中心とならず。種々の人種ありて統一せず。今日尚ほ統一せず。故に独乙法律を研究するは統一する国の法律を研究するより困難なり。或る書に曰く、バイエルン州のみにても五十種の語ありと。以て独乙に統一なきを知るべし。現今の Bürgerliches Recht を作れるも統一に帰せん為めなり。

「サビニー」「チボー」の争も「チボー」が統一法律を作らんとし、「サビニー」は之に反し遂に Historische Schule と Philosophische Schule の二を生ぜる所以なり。故に独乙法律を研究するには眼を四方に配せざれば不可□「能」なり。独乙には法律の統一なりしを以て古人言語にも統一なし。諸邦に種々の方言行はれたり。然るに后世より古の法理を研究するには書籍即ち当時の統一せざ「る」「九丁表」方言を知らざるべからず。翻て我国を見るに万葉集なると和□「類」の言の難きものあり。日本にて同じ言語にありながら、之を理会すること難し。

同じ日本の中にも奥羽語の薩音の如き理會し難きも、独乙には所々に方言行はれ、加之□□に於て古の法律を研せんと欲す。而して□「見」る人は日本人にて今日英仏独三ヶ国の現今法は学び易からむ。古の種々の方言を悉く知るは大困難なり。今日日本にて独乙法律を研究するは必要なれども困難なり。然れども必要は實に大にして如何にもして研究せざる^{べからず}不可。

独乙にも今日までに其法律の淵革に力を用ゆる人如何程ありて其程度如何程進歩せるや及び其参考書をいわざるべからず。即ち其第一は

Hermann Conring [De origine iuris Germanici, Helmestadt, 1643.]

Siegel [Heinrich,] Deutsche Rechtsgeschichte [

Ein Lehrbuch, Franz Vahlen, Berlin, 1886.]

Brunner [Heinrich,] Deutsche Rechtsgeschichte, Leipzig, 1887-1892.]

抑も第十二世紀に羅馬法が独乙に行はれたるは十二世

宮崎道三郎博士の独逸法律史講義について (吉原)

紀に伊ボロニヤのイルネリヤスはローマ法の必要を説きたる故、歐人ボロニヤに來たりて之を學びたり。其次の學者「アゾ」⁽²⁴⁾の講義には一万人も學生ありて頗る盛なりし。然し當時の學風は今日日本の法学の學風に類し「ヂヤスチニアン」帝の法律を研究し其以前葉ローマに如何なる法律ありしや及び Justinian 帝のときに如何なる原因ありて大成せるやを研めず。加之大に沿革的の實例に乏しく完全したる大典のみを研究せばたれると思ひ、其結果としてボロニヤの先生等は法律は必ず必至の原因ありて然るを、其外部のみを以て如何なる國にもあてはまるなり。天下普通に行はるゝと信じ、歐洲の學風もローマ法を金科玉「十丁表」条とし同說同主義にて沿革を研めざりき。而して此の如くなりしを以て独乙にも十四世紀に一大學校成り其中にも法学部ありて、甚だしきはローマ法とそのローマ法と關係ある寺院法を教へ独乙法律を教へざりき。甚だしきに至りては羅馬法を天下普通法とし我國及び他國の法律のローマ法にあらざる法律は

野蛮的法律とか不□□法律なりと卑しめたり。此を独乙法と卑しめ、ローマ法と寺院「法」のみを教へたり。寺院法ローマ法と密接の關係あり。寺院は盛にしてローマ法庭は僧侶を守護する為め乃ち天帝が耶蘇教信者を守護する為めローマ法を作きくするものとし寺院「法」も發達せし故、寺院法を特別に設け僧侶はローマ法によりて支配せられるとし、二者大なる關係あり。故に独乙に大学の始まつたる頃は此二法を教へ、独乙法を講ぜざりき。此の如は長く続かず。独乙は獨立を失ふべかりしも、苟くも「十丁裏」一國あれば自國の法律を捨つるは道理上能はざることなれば、外国法に心酔して自覺心なき頃はローマ法のみを研究せしが、其后力のつきたる頃は此を我自らに引きあて、仏顔も三度にて難有と思はず。自己の法律を捨つるには悪しと考を起し、心酔止めて自覺心起るの時期に進みたり。此ときに独乙歴史を著はしたる人をヘルマン コンリング [Hermann Conring, 1606-1682] なる大活眼者なりとす。衆人に先つて時世の一変

すべきを知り、一千六百四十三年に有名なる De origine iuris Germanici [『ゲルマン法の起源について』] を著したり。然れども医者にして法律専門者にあらず。然るに此の如き書を著はし、法律学者に□□「影響」したる所を見れば、其大活眼者たること知るべきのみ。今日独乙法律の実現と云はば此人を推せり。⁽²⁵⁾ Stobbe [Johann Ernst Otto, 1831-1887] の如きは大学者なるが、ヘルマン コンリングの伝 [Hermann Conring, der Begründer der deutschen Rechtsgeschichte, Berlin 1870] を著して之を賛せり。然るに不幸にして独乙法律は変進せざりき。乃ち性法学者の実現たる「十一丁表」Hugo Grotius [1583-1645] は [De jure belli et pacis, 1625] 『戦争と平和の法』を著はし性法説を立てたれば、忽ち當時学者に伝播し哲学者も法律学者も此説に心酔せり。⁽²⁷⁾ 然るに此説は法律の沿革を忘れ、性法学の行なれたる為め、ヘルマン コンリングの大著述あるにも係わらず法律沿革学者は一時絶えたりき。

次に下て十八世紀の半に至り性法学説大に足りたるか。

仏国に Montesquieu [1689-1755], De l'esprit des lois⁽²⁸⁾ [1748『法の精神』]を著はしたり。その主意は法律は必ず法律以外の実物関係あり。他の事物とと共に消長するものなり。変化の差異なきものなしと説きたるに、当時独乙の Göttingen 大学に Gustav Hugo [1764-1844] なるローマ法学者、モンテスキューの書を読むで感明「銘」し法律は沿革的に調ぶる必要を知れり。⁽²⁹⁾ 然るに同所に「スピットレール」⁽³⁰⁾ [Spittler, Ludwig Timotheus, 1752-1810] なる歴史に委しき人ありてモンテスキューと同説なりければ、此人にして其説を聞き益々沿革的に法律を学ぶべき必要を説き書を著はさると。仏国に大革命ありし当時に法律「十一丁裏」を沿革的に学ぶ説を公にしたり。然るに仏の大革命の改新に大影響ありし如く、此書法律界に大變動を与へたり。乃ち法律を沿革的に学ぶの必要を知らしめ、自ら歴史法学者の主唱者の一人となりたり。同氏又 Römische Rechtsgeschichte⁽³¹⁾を書せり。

宮崎道三郎博士の独逸法律史講義について (吉原)

而るに此人文章に欠ける点ありし為め面白からず。従つて人を感動せしむること薄し。

而るにゲツチエンゲンに留学せる Savigny は Hugo 学風を賞賛し廿四歳のときマルブルヒの大学に教授となり世人サビニーあることを知らざりき。此時占有論を著はせるが、Pandektenを講義して居たる人之一傑^{けつ}作とし独乙第一等の学者なりと賞賛せり。加之同氏は文章に巧みにし「シラー」なりと称せられたりし程なれば、Hugo の考乙「シラー」の筆を以て当時の学風を一変し沿革的に研究せざる可からざるを知りたり。「サビニー」はローマ法を沿革的に研究し、当時ゲツチンゲンに「カール フリードリッヒ アイヒホルン」なる教授は同じ考を有し、千八百八年より千八百二十三年迄十五年間を経て有名なる Deutsche Staats- und Rechtsgeschichte 四巻を著はせしが、立論正確規模□□大活眼なり。独逸法律の全体を網羅し公法、刑法、訴訟法のこと何事も網羅し、事柄最古より現今に亘る故にサビニーのローマ法史

『中世ローマ法史』が一方に大傑作なると同「じく」、氏「アイヒホルン」の独逸法律史は大「傑」作なり。故にサビニー、アイヒホルンを以て沿革法学の二大家とす。又ゲツチエンゲンの大学教授にて法学上古今の学者中第一にして大に沿革法学の影響をうけ法律を研究せんとし法学上より法律に關係ある字を集めて作りたる人あり、即ち Jacob Grimm [1785-1863] なり。千八百二十八年出版せり、⁽³²⁾ブルンナア氏曰く、グリムの書は頗る必要にして法学界中珍重すべきものにして、⁽³³⁾其他有名なる諸大家は左の如し……。⁽³⁴⁾

編者略注

(1) 翻刻に当たり、次のような方針を採った。

・旧字体は新字体に改め、片仮名遣いを平仮名遣いにしたほか、読みやすさを考慮して濁点、句読点と送り仮名を増やした。編者の補った部分は「」でくくって、本文と区別した。本文において「独逸」と「独乙」の用法が混在するが、原則として原文のままとした。

・本文は、英語、ドイツ語などが混在しているが、綴りの誤りを訂正したほかは、そのままの形で残すこととした。ただし、固有名詞以外は、各単語を小文字表記として全体を統一した。カタカナで表記された人名は判別可能と思われる限り、元の表現を残し、現在の慣用に修正せず、本文中において「」を付して、原綴と生年と死亡年を記載することによりに識別できるようにした。

・原典との対応を容易にするため、丁数を「二丁表」「二丁裏」のように、各丁の冒頭部分に挿入して記述した。

・人名について編者注は簡単なものとどめた。主に『岩波西洋人名辞典』増補版・岩波書店一九八一年、『岩波哲学小辞典 増訂版』岩波書店・一九四九年、ヴィーアッカー／鈴木祿弥訳『近世史法史』創文社・一九六〇年所収の人名索引などを参照した。

(2) 表紙には「宮崎先生帝大講義／ドイツ法制史」と記される。表紙裏には、金澤理康訳『ザクセンシュピーゲル』(早稲田法学別冊第八卷)の新聞広告と「昭和十二年六月十五日」の新聞日付部分の切り抜きが貼られている。一丁表には、六冊分書名が記載されているが、いずれも一九一〇年代以後の刊行であることから、筆記録作成時には空白であったところに、のちに書き加えられた記録

と考へられる。以下、若干書誌を加筆して記して置く。

「Kirchenrecht

Ulrich Stutz, Kirchenrecht [: Geschichte und System], Holzendorff-Kohler, 7. Aufl. 1914, 5. Band, S.279-390
[, Sonderabdruck aus Band V: Enzyklopädie der Rechtswissenschaft in systematischer Bearbeitung, begründet von Dr. F. v. Holtzendorff, herausgegeben von Geh. Justizrat Dr. J. Kohler. 7 Aufl., 1914].

Geschichte des Handelsrechtes [: das heutige deutsche Handelsrecht (die Quellen, die neuere Literatur): Übersicht über die Quellen und die Literatur des ausländischen Handelsrechtes] von Paul Rehme [1913].

Kötzschke [, von Rudolf], Grundzüge der deutschen Wirtschaftsgeschichte [bis zum 17. Jahrhundert, (Grundriss der Geschichtswissenschaft : zur Einführung in das Studium der deutschen Geschichte des Mittelalters und der Neuzeit, Reihe II., Abt. 1) Druck und Verlag von B.G. Teubner, 1921, 2. umgearb. Aufl.].

Sombart, [Werner, Der] Moderne Kapitalismus [, München, 1902.]

Max Weber, Wirtschaftsgeschichte [: Abriss der

宮崎道三郎博士の独逸法律史講義について (吉原)

universalen Sozial- und Wirtschafts-Geschichte, aus den nachgelassenen Vorlesungen herausgegeben von S. Hellmann und M. Palyi, Duncker & Humblot, 1923].

Harry Bresslau, Handbuch der Urkundenlehre für Deutschland und Italien [Verlag von Veit, 1889, Bd. 1.]

一丁裏「法制史の Methode □□□ Puchta」 「国制外史と国制内史」 「一般法制史と特別法律史」。

(3) ランケについては、G・P・グーチ／林健太郎他訳『十九世紀の歴史と歴史家』上・筑摩書房・一九七一年、七四頁以下、バーディング・木谷勤訳「ランケ」、H.U. ヴェーラー編『ドイツの歴史家』第一巻・未来社・一九八二(昭和五七)年、六九頁以下所収。林健太郎編『ランケ』『世界の名著』続11・中央公論社・一九七四(昭和四九)年。

(4) エドゥアルト・シェラーはギリシア哲学史家として有名。Die Philosophie der Griechen, 1844-1852, 3 Theile in 6 Bände; 3.-7. Aufl., 1879-1923; ders., Grundriss der Geschichte der griechischen Philosophie, 1883. シェラー著／大谷長訳『ギリシア哲学史綱要』未来社・一九五五(昭和三〇)年。

(5) 『近世哲学史』 Geschichte der neuern Philosophie, 6

一六六 (一一七七)

vols., Stuttgart-Mannheim-Heidelberg, 1854-77; new edition, Heidelberg, 1897-1901. は「近世哲学研究者の座右の書」(『岩波哲学小辞典 増訂版』岩波書店・一九四九(昭和二四)年、一四二頁)とされる。

(9) Johann Eduard Erdmann, Grundriss der Geschichte der Philosophie, 2 Bde., Berlin 1866.

(7) カール・フォン・プラントル『西洋論理学史』Carl von Prantl, Geschichte der Logik in Abendland, Leipzig, S. Hirzel, 1855-1867; anastatically reprinted in 1997, Hildesheim: Georg Olms..

(8) Theodor Mommsen, Römische Geschichte, Bde. 1-3, Weidmann, Leipzig 1854-56. 長谷川博隆訳『ローマの歴史』I~IV・名古屋大学出版会・二〇〇五(平成一七)―二〇〇七(平成一九)年。

(9) テオドール・モムゼンに『Lothar Wickert, Theodor Mommsen, 4 Bände, Klostermann, Frankfurt am Main 1959-1980. Albert Wucher, Theodor Mommsen-Geschichtsschreibung und Politik. Musterschmidt, Göttingen 1956, 2. Aufl. 1968; ders., Theodor Mommsen, in: Hans-Ulrich Wehler (Hrsg.): Deutsche Historiker. Band 4, Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen 1972, S.

383-400. 望田幸男訳「モムゼン」H.-U. ヴェーラー編『ドイツの歴史家』第一巻・未来社・一九八二(昭和五七)年、一九五頁以下。前掲長谷川博隆訳『ローマの歴史』IV、五五一頁以下所収の訳者解説及び五七四―五頁所掲の参考文献を参照。

(10) エルンスト・クルティウスについては、G・P・グーチ／林健太郎他訳『十九世紀の歴史と歴史家』下・筑摩書房一九七四(昭和四九)年、一九三頁以下を参照。Ernst Curtius, Ein Lebensbild in Briefen, 1903; Ausgewählte Schriften, 1907 中の H. Gelzer, Wanderungen u. Gespräche mit Ernst Curtius.

(11) 宮崎道二郎「独乙国法学家アイヒホルン氏ノ伝」『法学協会雑誌』第八巻(通号七二号・一八九〇(明治二三年)一二六―一二四二頁、「独逸法学家アイヒホルン氏ノ伝(承前)」同第八巻(通号七五号・一八九〇)四一―四四頁。

(12) Eichhorn, Geschichte der Litteratur von ihrem Anfang bis auf die neuesten Zeiten. Vandenhoeck und Ruprecht, Göttingen 1805-1813, 6 Bände in 12 Teilen; Band 1, 2. Auflage. 1828, unvollendet.

(13) 「ワイチェル」は本文ではゲオルク・ヴァイツ Georg Waitz (1813-1886) と注記した。ドイツの法制史家、サ

ヴィーニ、ランケについて学び、ランケ第一の高弟ともされる。中世史（フランク時代を含む）の泰斗と称せられる。一八七五年以後 Monumenta Germaniae Historica の編纂主任。主著に Deutsche Verfassungsgeschichte 8 Bde., 1844-1878がある。詳しくはG・P・グーチ／林健太郎他訳『十九世紀の歴史と歴史家』上、一一六頁以下を参照。

(14) ヴェッツェル Wetzel, Georg Wilhelm, ab 1866 von Wetzel, 1815-1890の可能性もある。ロストック、マールブルク、チュービンゲン大学教授。Lex XII Tabularum Rerum Furtivarum Usucapionem Prohibit. Rösl, München 1840; Der römische Vindicationsproceß. Bernhard Tauchnitz, Leipzig 1845; Bedenken gegen die Aufhebung der akademischen Gerichtsbarkeit. Elwert, Marburg 1848; Disputatio de questione, adversus quem in integrum restitutio imploranda sit. Typis Elwertii Academicis, Marburg 1850; System des ordentlichen Civilprocesses. Bernhard Tauchnitz, Leipzig 1854, 3. Aufl. 1878, Nachdruck Goldbach 1995.

(15) パウル・フォン・ロートはドイツの私法学者、ゲルマニスト、ドイツ民法草案起草者の一人。フランク時代

史の研究 Geschichte des Beneficialwesens von den ältesten Zeiten bis ins zehnte Jahrhundert. Palm und Enke, Erlangen 1850; Feudalität und Untertanenverband, 1863の両書をもって知られる。System der deutschen Privatrechts. 3 Bände. Laupp, Tübingen, 1880-1886.

(16) Zur Rechtsgeschichte der römischen und germanischen Urkunde, Berlin 1880; Deutsche Rechtsgeschichte, Leipzig 1887-1892.

(17) 以下の記述につき、宮崎道三郎「羅馬法の独乙国に伝来したる始末を述ぶ」『法学協会雑誌第六卷卷（通号五九号・一八八九（明治二二年）五八七―五九六頁「羅馬法の独逸国に伝来したる始末を述ぶ（前号のつきき）」『法学協会雑誌』第七卷（通号六〇号・一八八九（明治二二年）一―五頁「羅馬法の独逸国に伝来したる始末を述ぶ」』『法学協会雑誌』第七卷（通号六一号・一八八九年）九八―一〇五頁も参照。

(18) 宮崎道三郎「サウキニー氏の略伝」『法学協会雑誌』第一〇卷二号（一八九二（明治二五年）一七七―一八〇頁。

(19) Jhering, Der Geist des römischen Rechts auf den verschiedenen Stufen seiner Entwicklung. 4 Bände.

Breitkopf & Härtel, Leipzig, 1852-1865. 原田慶吉監修訳

『ローマ法の精神』第一卷(1) 有斐閣・一九五〇年。

イエーリング「ローマ法の精神」第二卷邦訳(一) (

(五)『季刊法律学』三、五、六、七、八号(一九四八(昭和二三)―一九四九(昭和二四)年)。

(20) 勝田有恒「Rezeptionの素描——ドイツ近世(私)法史研究の起点として——」『法学研究』4、一九六二(昭和三七)年、一一五頁、一二三頁注二六を参照。

(21) Wilhelm Arnold, Studien zur Deutschen Kulturgeschichte, J.G. Cotta, 1882, S.301ff. Cf. Die Hans-Peter Haferkamp, Rezeption des römischen Rechts in Deutungen der Rechtswissenschaft des 19. Jahrhundert, in Claudia Lieb und Christoph Strosetzki, hrsg., Philologie als Literatur-und Rechtswissenschaft, Germanistik und Romanistik, 1730-1870, Heidelberg 2013, S.257 Anm. 58.

(22) Otto Karlowa, Über die Reception des römischen Rechts in Deutschland: mit besonderer Rücksicht auf Churfalz. Heidelberg 1878.

(23) 市制及び町村制は一八八八(明治二一年)四月二五日に公布され、翌一八八九年(明治二年)四月一日以降

に施行された。

(24) 宮崎道三郎「羅馬法の独乙国に伝来したる始末を述ふ」『法学協会雑誌』第五九号・五九四頁により修正。

(25) Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte, S.15.

(26) ケーニヒスベルク、ブレスラウ、ライプツィヒ大学各教授を歴任。Geschichte der deutschen Rechtsquellen, 2 Bde., 1860-1864は法源の歴史についての概括的考察を知るのに便利とされる。

(27) Brunner, op.cit., S.15f.

(28) モンテスキュー／野田良之・稲本洋之助・上原行雄・田中治男・三辺博之・横田地弘訳『法の精神』上・中・下岩波文庫・一九八九(平成元)年。井上幸治編『モンテスキュー』『世界の名著』28・中央公論社・一九七二(昭和四七)年。

(29) Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte, Bd.I, S.19 u. Anm.19=2.Aufl. S.23 u. Anm.22. 「フーゴー²⁴⁾ギボン『ローマ帝国衰亡史』第四章翻訳の序文で「モンテスキューのみが発見したる道を辿るならば、ローマ法がいかに完美かつ卓越して取り扱われることになるか」という考え方を表明している。」と。

(30) 前掲・グーチ／林健太郎他訳『十九世紀の歴史と歴

史家』上、四二頁を参照。宮崎

- (15) Gustav Hugo, Lehrbuch der Rechtsgeschichte bis auf unsre Zeiten. Berlin, 1790.
- (16) Jacob Grimm, Deutsche Rechtsaltertümer, Göttingen 1828; 2.Aufl., 1854; 3.Aufl., 1881. ベルンナーは、グリン『ドイツ法古事誌』をハイムホルンの『ドイツ法制史』の補足的対応物をなす、と記している。Heinrich Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte, Bd.1, 2.Aufl., S.24 u. Anm.27.
- (17) Brunner, op.cit. S.20 u. Anm.25.
- (18) Gustav Homeyer [1795-1874, Die deutschen Rechtsbücher des Mittelalters und ihre Handschriften, Ferd. Dümmler, 1856], [Ernst] Theodor Gaupp [1796-1853, Deutsche Stadtrechte des Mittelalters, 1851-52.] W. E. Albrecht [, Die Gewere als Grundlage des älteren deutschen Sachenrechts, 1828.]
- Eduard Wilda [, Geschichte des deutschen Strafrechts, 1842], O. Stobbe [, Geschichte der deutschen Rechtsquellen, 1860, 1864.], Paul [von] Roth [1820-1892.]
- Heinrich Brunner [, Deutsche Rechtsgeschichte, Systematisches Handbuch der deutschen Rechtswissenschaft, Abth. 2, Theil 1, Bd. 1-2, Duncker &

Humblot, 1887-1892.] Andreas Heusler [, Institutionen des deutschen Privatrecht, 1885, 1886.]

Rudolph Sohm [, Frankisches Recht und römisches Recht, Prolegomen zur deutschen Rechtsgeschichte, Zeitschrift für Rechtsgeschichte, Bd.1, 1f. (1880)], Otto Gierke [, Deutsches Genossenschaftsrecht, 3 Bde 1868-1881.]

参考文献

1. Eichhorn [, Karl Friedrich], Deutsche [Staats-und] Rechtsgeschichte [, Tl. 1-Tl. 4, 1808-1823; 5., verb. Ausg. Vandenhoeck und Ruprecht, 1843.]
2. Waitz [, Georg], Deutsche [Verfassungsgeschichte, 8 Bde., 1844-1878, Neubearbeitung Bd. 1-4, 1865-1885.]
3. Daniel [, A. v., Handbuch der deutschen Reichs-und Staatenrechtsgeschichte, 1859-1863, 4 Bde, unvollendet.]
4. Zöpfl, [Heinrich, Deutsche Rechtsgeschichte, 4.Aufl. 1871-72, 3 Bde.]
5. Schulte [, Friedrich von, Lehrbuch der deutschen Reichs-und Rechtsgeschichte, 1861; 5.Aufl., 1881; 6. Aufl., 1892.]
6. Siegel [, Heinrich,] Deutsche Rechtsgeschichte [, Ein

Lehrbuch, Franz Vahlen, Berlin 1886.]

7. Brunner [, Heinrich, Deutsche Rechtsgeschichte, Systematisches Handbuch der deutschen Rechtswissenschaft, Abth. 2, Theil 1, Bd. 1-2, Duncker & Humblot, 1887-1892, Bd. 1-2.]

8. Schröder [, Richard, Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte, 1889; 4.Aufl. 1902.]

〔欄外への追加〕

9. Amira [, Karl von,], Grundriss des germanischen Rechts, 1889], 3.Aufl., 1913.

10. Brunner [, Heinrich]-Heymann [, Ernst], Grundzüge der deutschen Rechtsgeschichte, 7.Aufl., 1919.

11. Claudius von Schwerin, Deutsche Rechtsgeschichte [, Leipzig : B.G. Teubner, 1912.]

12. Andreas Heusler [, 1865-1940, Lied und Epos in germanischer Sagedichtung. Dortmund: Ruhfus] 1905. [?]

Schröder/ Künßberg, Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte, 6.Aufl., 1919 [, Veit & Comp., fortgeführt von Eberhard Frh. v. Künßberg.]

本稿は、科学研究費補助金基盤研究（B）「法学提要（Institutes）に対する比較法史学的総合研究」研究課題番号17H02442（研究代表・葛西康德・東京大学教授）の研究成果の一部である。謹んで関係各位に感謝の意を表す次第である。